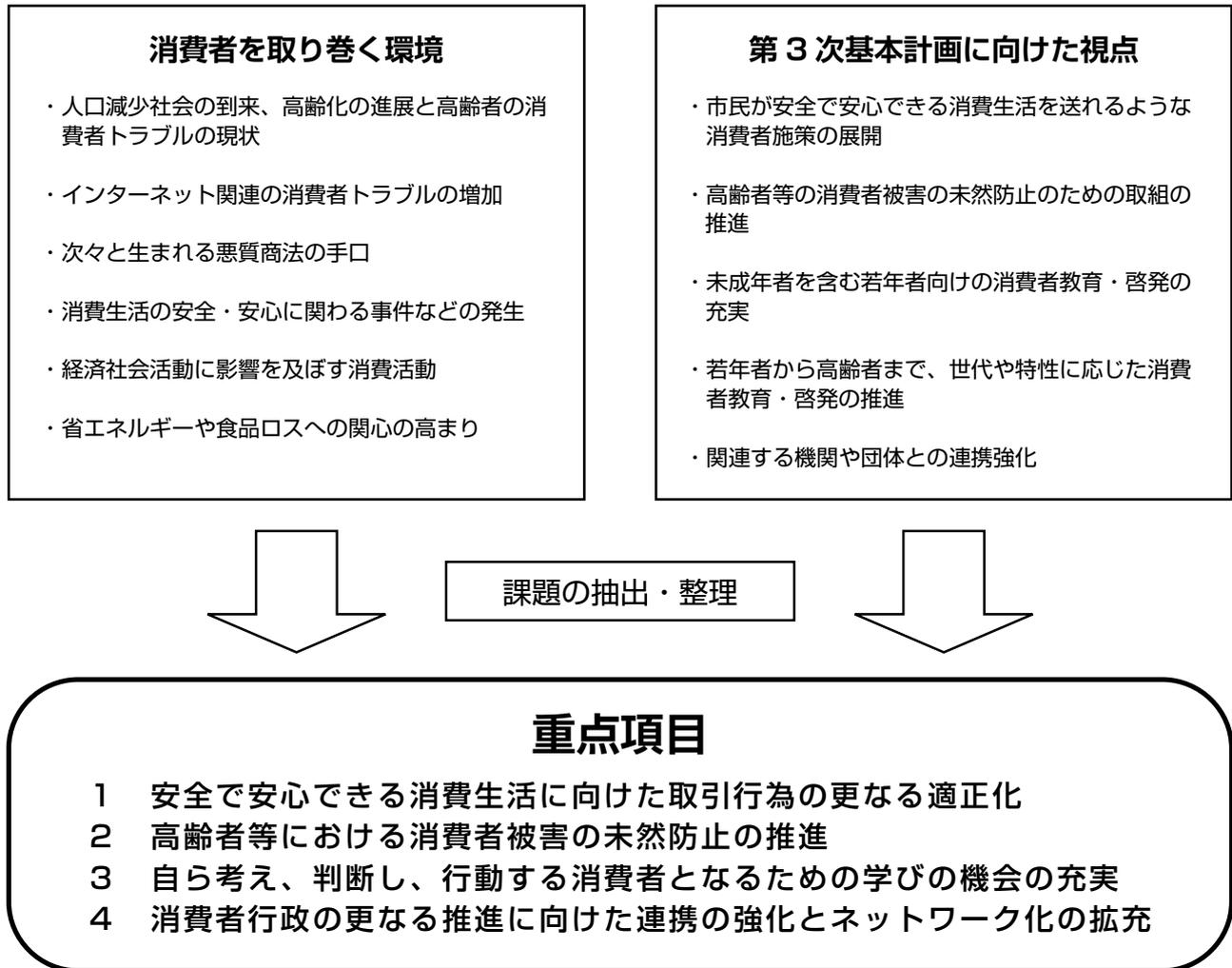


第4章
重点項目

第4章

重点項目

基本計画を進めるうえでは、第2章で取り上げた、消費者を取り巻く環境や、消費者行動の変化に対応した施策を進める必要があります。その中でも、第3次基本計画において優先的に取り組むべき課題を「重点項目」として4つ掲げます。課題の解決にあたっては、第5章の計画の体系に掲げる各施策において横断的に取り組みます。



重点項目1 安全で安心できる消費生活に向けた取引行為の更なる適正化

市民が安心して暮らせる消費生活を実現するため、取引行為の適正化に向けた取組や、状況に応じて消費生活に関する必要な情報の提供を適時に行うことで、消費生活の安全の確保に向けた環境づくりを行います。

【重点施策】

- ・ 消費生活条例や不当な取引行為に関する基準を事業者にも周知徹底し、違反事業者への対応を強化します **新規★**
- ・ ホームページやSNSなどを活用し、消費者に対して悪質事業者やその手口に関する情報を提供します **レベルアップ**

【主な施策】

- ・ 条例に基づき、不当な取引行為を行っている事業者に対して、実態を調査し、改善するよう指導します
- ・ 消費者ホットライン「188」の認知度向上のための取組を推進します **新規★**
- ・ 子どもが被害に遭いやすい製品事故について、消費者に情報提供を行います **新規★**
- ・ 消費者が食品に関する正確な情報を入手できるよう、表示や広告の適正化について、事業者に対して指導などを行います

重点項目2 高齢者等における消費者被害の未然防止の推進

高齢者や障がい者の消費者被害が依然として後を絶たない状況から、被害の早期発見や救済のための相談体制やネットワーク化の充実を図ります。さらに、未成年者を含む若年者も被害に遭っていることから、年代や特性に応じて、消費者が被害に遭わないための未然防止策をより一層推進していきます。

【重点施策】

- ・ 地域での見守りの必要性について周知するとともに、消費生活サポーターとして登録した市民や企業と連携して、見守り活動の充実を図ります **新規★**
- ・ 大学や専門学校、企業等において、若年者に多い消費者被害の未然防止のための、講座や啓発の充実を図ります **レベルアップ**

【主な施策】

- ・ 福祉関係機関など的高齢者や障がい者を見守る立場の人と連携し、消費者被害の早期発見・救済及び拡大防止を図ります
- ・ 高齢者や障がい者をはじめ、見守る立場の人に対して、各種媒体や講座を通じ、消費者被害の未然防止に必要な情報の提供を行います

重点項目3 自ら考え、判断し、行動する消費者となるための学びの機会の充実

消費者市民社会の実現に向けて、市民の年代や特性に応じた学びの「場」を充実させます。また、消費者教育の意義や重要性について市民の理解を進め、消費者教育の「担い手(人材)」を育成します。そして、市民が必要なことをわかりやすく学べるように「デザイン^{*}」します。

※「デザイン」

幼児期から高齢期までの段階や、学ぶ対象の領域ごとのバランスを考え、偏りなく学べるよう、講座等の量を適切に計画すること。また、わかりやすく伝えるために、講座等の対象、企画、構成に様々な工夫を行うこと。

【重点施策】

- ・消費者センターを消費者教育の拠点として、「消費者教育の体系イメージマップ」に基づき、消費者教育をバランスよく学べるよう、講座等の企画を行います **レベルアップ**
- ・学校の意見を取り入れた講師派遣講座の実施や、学校で活用しやすい教材の提供を行います

レベルアップ

【主な施策】

- ・学習指導要領に基づき、小・中学校及び高等学校の授業において、身近な消費生活問題及び社会課題の解決や公正な社会の形成等について取り上げ、消費者教育に関する学習を推進します
- ・高齢者や障がい者等、悪質商法の標的になりやすい方に対する講座や啓発の充実を図ります
- ・地産地消やフェアトレードなど、持続可能な消費の実践に向けた講座や啓発を実施します

レベルアップ

- ・様々な行政機関や企業、団体が独自で実施している消費者教育の取組に関する情報を集約し、市民にPRするなどして取組の支援をするとともに、消費者教育の重要性について啓発し、新たな取組の発掘を行います

重点項目4 消費者行政の更なる推進に向けた連携の強化とネットワーク化の拡充

様々な消費者問題に対して迅速に対応し、自立した消費者の育成・支援を推進するためには、関係行政機関や消費者団体、事業者団体等が密接に連携する必要があります。そのために、必要なネットワーク化を進め、情報の共有や意見交換等を実施していきます。

【重点施策】

- ・消費者団体との情報交換会の開催のほか、各種団体や他の行政機関との情報共有を図ります

レベルアップ

- ・消費生活サポーター団体等の自主的に消費者教育や啓発に取り組む事業者等と連携して、啓発活動等を推進します **新規+**

【主な施策】

- ・消費生活に関わりのある事業者団体などが開催する会議に出席し、意見交換や情報共有を行い、消費者施策の充実、改善を図ります
- ・北海道立消費生活センターとの情報交換会や、共催による啓発事業等を実施します